

# 外国人留学生特別選抜

事前相談エントリーが必要です。

募集人員（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期・Ⅴ期合計）

生活学科 製菓・製パンコース……………若干名  
 ビジネスコミュニケーション学科……………若干名  
 デジタルライフビジネス学科……………若干名  
 生活学科 食健康コース・幼児教育保育学科……募集なし

## エントリー申込資格（事前相談）

- 本学の「建学の精神」及びアドミッション・ポリシーを理解している者で、次のいずれにも該当する者に限ります。
- ①出入国管理及び難民認定法において大学入学資格に支障のない在留資格（留学）を有する者及び取得できる見込みの者
  - ②外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - ③入学後、学習研究に支障がない程度の日本語能力を有する者

## スケジュール ※エントリー（事前相談）は併願制です。通過後の出願手続をもって専願となります。



## エントリー・事前相談

- エントリー 希望者は「[エントリーシート](#)」と「[履歴書](#)」を本学ホームページよりダウンロードのうえ作成し、本学へ送付します。この時点では入学検定料は必要ありません。
- 事前相談日 日本語コミュニケーション能力を確認します。本学で学びたいこと、将来の進路希望、日常の様子などの話題についてお話しください。  
【事前相談日】提出書類到着後、1週間以内に本人宛に相談日時を連絡します。（会場：本学）
- 結果発表日 あなたの希望に応えられる場合、本学から「通過通知書」をお送りします。  
※通過後、外国人留学生特別選抜に出願されない場合は必ず入試広報センターに連絡してください。

## 入試 WEB出願 P.18

	出願期間（締切日消印有効）	試験日	合格発表日
Ⅰ期	10/2(月)～10/13(金)	10/21(土)	11/1(水)
Ⅱ期	11/1(水)～11/17(金)	11/25(土)	12/1(金)
Ⅲ期	12/1(金)～12/11(月)	12/16(土)	12/22(金)
Ⅳ期	1/10(水)～1/31(水)	2/6(火)	2/9(金)
Ⅴ期	2/26(月)～3/6(水)	3/12(火)	3/15(金)

- 出願資格 事前相談を通過した者で、本学を専願とする者に限ります。
- 出願書類
  - ①入学願書（WEB出願サイトよりダウンロード） ②本国における最終出身学校の成績証明書（写し）
  - ③日本語による就学が可能である旨の証明書（写し）、※日本語能力試験等の結果通知書など  
 (例) ●日本語能力試験（JLPT）N2程度（受験中の場合は受験票） ●日本語試験（EJU）「日本語」200点程度（受験中の場合は受験票）  
 ●J.TEST実用日本語検定C級程度（受験中の場合は受験票） ●BJT400点程度（受験中の場合は受験票）  
 ●JPT525点程度（受験中の場合は受験票）
  - ④経費支弁書・保証書（大学ホームページよりダウンロード）  
 ◆現在、日本語学校に在学中の者又は過去に在籍していた者 ⑤成績・出席状況等証明書 ⑥在籍証明書又は修了（見込）証明書  
 ⑦本国における最終出身学校の卒業（修了）証明書（写し） ⑧在留カード（写し）〈住所記載済であること〉 ⑨パスポート（写し）  
 ⑩保険証（写し）  
 上記以外の書類を追加で依頼する場合があります。  
 ②、⑦の出願書類は公的機関証明書付きの日本語翻訳文を添付してください。  
 ●出願書類は原則として返却しません。返却希望の場合はご相談ください。学歴、日本語学習歴、国籍、その他出願書類について、後日虚偽の事実が発見された場合は入学手続を完了していても入学を取り消します。
- 選抜方法 事前相談の内容と小論文、個人面接、口頭試問、書類審査によって学力の3要素を多面的・総合的に評価し、可否を判定します。  
 ●小論文（日本語により320字以上400字以内・60分）  
 ※小論文の課題（テーマ）は、母国の文化に関する内容から出題します。出題された課題（テーマ）について自分の意見を日本語で記述してください。  
 ※試験時間割は受験票にてお知らせします。
- 入学手続金振込締切日
  - 第1次入学手続金/Ⅰ期：2023年11月27日(月) Ⅱ期：2023年12月26日(火) Ⅲ期：2024年1月26日(金) Ⅳ期：2024年2月26日(月) Ⅴ期：2024年3月26日(火)
  - 第2次入学手続金/Ⅰ期：2023年12月26日(火) Ⅱ期：2024年1月26日(金) Ⅲ期：2024年2月26日(月) Ⅳ期・Ⅴ期：2024年3月26日(火)

本学では、私費外国人留学生の経済的な理由により就学が困難と認められる場合、「学校法人純美禮学園奨学金資金支給等に関する規程」等により、奨学金（減免方式）として授業料の半額を奨学金として支給します。適用希望申請者の入学手続に必要な納入金額は、減免後の学費とします。  
 【注意事項】①申請に虚偽がある場合や正しく申請していない場合、入学後に受給資格を喪失した場合には、同奨学金の減免制度の適用が取り消され、不足分の学費（授業料50%）を追加納入いただきます。  
 ②入学後、次のいずれかに該当する場合、受給資格を喪失します。  
 1. 出席日数等を勘案し、学業成績が不振で成業の見込みがないと認められる者 2. 入学科、授業料等の負担を除き、仕送り平均月額が90,000円を超える者